

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

【主な実施機関：市町村、県（知事戦略局、危機管理部、こども未来政策課、教育委員会、県警察）、防災関係機関】

第1 方針

大規模災害時には県・市町村・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、県民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし、平時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「県や市町村など行政が行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う県民総ぐるみの取組が重要である。この取組を「県民防災運動」とし、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図る。防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、県民に対する防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努める。とりわけ、「徳島県津波浸水想定（令和7年9月公表）」及び「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（令和8年3月公表）」の見直しを踏まえ、県民一人ひとりが自らの地域の災害リスクを正しく理解し、具体的な避難行動につながるよう、きめ細やかな情報提供と普及啓発を推進する。あわせて、防災関係機関は、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者が被災後の復興プロセスを事前理解し、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

県民防災運動を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

第2 内容

1 県民に対する防災知識の普及・啓発

県民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には県民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動に繋げるため、防災週間や防災とボランティア週間等を活用した防災知識の普及徹底を図る。

また、県民、事業者、防災関係者及び行政等が連携・協働し、「大規模地震発生時の死者ゼロ」

の実現を目指すため、平成18年10月に制定した「とくしま地震防災県民憲章」の推進など、県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るとともに、災害時の円滑な防災活動に資することを目的に設置した徳島県立防災センターの有効活用を図っていくものとする。

(1) 普及・啓発の内容

- ア 簡単な気象知識
- イ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ウ 災害危険箇所
- エ 過去の主な被害事例
- オ 災害対策の現状
- カ 災害時における応急措置並びに心得
- キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- ク 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- コ 自主防災組織への参加
- サ 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- シ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平時からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- セ「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方

(2) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、職員による企業や学校等での出前講座の実施等を通じて周知徹底を図る。

- ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用

- イ 広報紙・広報車の利用
- ウ 映画・ビデオ等による普及
- エ パンフレットの利用
- オ 防災マップの配付
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- キ インターネットやSNSの利用

(3) 防災人材育成の取組

県は、地域の防災力向上に向けて、防災士を養成するとともに、次代を担う防災人材を育成するため、学校における防災教育を総合的に支援する。

(4) 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

ア 徳島県震災を考える日	毎年9月1日
イ 徳島県震災を考える週間	毎年8月30日から9月5日まで
ウ 防災の日	毎年9月1日
エ 防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
オ 水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
カ 山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
キ 土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
ク 防災とボランティアの日	毎年1月17日
ケ 防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
コ 津波防災の日	毎年11月5日

2 学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
- (4) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (5) 県は、私立学校に対し、(1)～(4)に準じた教育を行うことができるよう情報提供等に努めるものとする。

3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、県、市町村及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ア 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。

- イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ウ 過去の主な被害事例に関すること。
- エ 防災関係法令の運用に関すること。
- オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。
- カ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (2) 教育の方法
 - ア 講習会、研修会等の実施
 - イ 防災活動の手引等印刷物の配付
 - ウ 見学、現地調査等の実施
 - エ 関西広域連合が実施する専門的な研修を活用（県及び市町村）

4 県及び市町村防災体制の整備

県及び市町村は、平時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

(1) マニュアルの作成及び習熟

県及び市町村は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。また、このマニュアルに基づき定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 人材育成

県は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図る。あわせて、県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

(3) 人材の確保

県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院、ショッピングセンターなどの不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施

設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

6 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 住民に対する防災知識の普及啓発
- 2 児童生徒に対する防災教育
- 3 職員等（市町村職員、消防団、防災上重要な施設の職員等）に対する防災教育

第2節 防災訓練

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、各部関係各課）、県警察、四国総合通信局、四国地方整備局、徳島海上保安部、自衛隊、日本赤十字社徳島県支部】

第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平時からの備え、心構えが求められている。

本県においても、南海トラフ地震や活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このことから、県は、防災訓練の基本的な考え方や重点的に取り組むべき内容を定めた基本指針として、「徳島県防災訓練大綱」を策定し、地域特性や災害リスクも踏まえ、より実践的で効果的な防災訓練を実施するものとする。

第2 内容

1 防災訓練

(1) 県総合防災訓練

ア 県及び市町村は、防災関係機関との連携体制の強化、県民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と県民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

イ 訓練種目

- (ア) 交通規制及び交通整理
- (イ) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- (ウ) 救出・救助、救護・応急医療
- (エ) 各種火災消火
- (オ) 道路復旧、障害物除去
- (カ) 緊急物資輸送
- (キ) 地震津波情報等災害情報の収集伝達
- (ク) 流出油等防除
- (ケ) ライフライン復旧
- (コ) 緊急地震速報対応訓練
- (ク) その他、震災時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

ウ 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 図上訓練（災害対策本部訓練）

県は、初動体制の確立を目指し、県災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応力等の向上）を図るため、図上訓練を実施する。この訓練を通じて、円滑な運営の検証及び運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるものとする。

また、県は、防災関係機関と連携し、あらゆる事象を想定した様々なテーマ・規模での図上訓練を頻回実施（頻回訓練）するものとする。

(3) 情報伝達訓練

津波警報又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

2 広域的な防災訓練

県、市町村、防災関係機関は、近隣府県等との相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を実施する。

(1) 近畿府県合同防災訓練・広域応援図上訓練

「関西圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、関西圏域の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

また、近畿府県合同防災訓練と連携して、関西広域連合とともに、国、構成府県市、連携県、防災関係機関等が参加する広域応援図上訓練を実施する。

(2) 中国四国管区広域緊急援助隊等災害警備訓練

中国四国管区内の広域緊急援助隊（警備・交通・刑事部隊）、緊急災害警備隊、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び防災関係機関が合同訓練を実施することにより、警察各部隊と関係機関との連携強化及び災害警備能力の向上を図る。

(3) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練

開催県が被災したことを想定し、近隣県の出動計画を検証するために、各県隊合同による実動訓練を行い、緊急消防援助隊の技術向上及び連携活動能力の向上を図る。

(4) 日本赤十字社中国四国各県支部合同災害救護訓練

赤十字独自のネットワークを活用し、迅速性と統制のとれた救護活動を的確に行うため、中国四国各県支部が合同訓練を実施し、協力支援体制の確立を図る。

3 市町村との連携訓練

災害発生時、県災害対策本部と市町村は密に連携して災害応急対策にあたる必要がある。このため、県及び市町村は、確実な初動体制の構築と災害対応力の強化を図るため、防災関係機関と連携した初動対応訓練をデジタル技術の活用などにより積極的に実施する。

特に、県は「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」により陸路到達難航地域に指定されている市町村ごとに支援計画を作成し、防災関係機関と連携した実動訓練を実施するものとする。

4 個別防災訓練

(1) 徳島県排出油等防除協議会が行う訓練

「徳島県排出油等防除協議会」は、本県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議、共有、調整し、被害の局限化を図ることを目的に設立されたものである。

同協議会は、会員の防除活動の演練のため毎年1回以上、訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の内容により水防に関する訓練を実施する。また、訓練は必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は防災関係機関が合同して実施するものとする。

訓練内容

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 水門、樋門、陸閘、角落し等の操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(3) 消防訓練

市町村は、災害時における災害規模や事象に応じた消防計画の習熟を図るとともに、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施するものとする。

(4) 避難、救助救護訓練

県、市町村及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、医療機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

(5) 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

(6) 災害情報連絡訓練

災害時において県（県本部）と県出先機関との間の災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、訓練を適宜実施する。

(7) 緊急地震速報対応訓練

県及び市町村等は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震速報対応訓練を適宜実施する。

(8) 避難所開設・運営訓練

市町村は、速やかな避難所開設と円滑な運営を図るため、関係の運用マニュアル等に基づく、住民主体の避難所開設・運営訓練を適宜実施する。

(9) 災害時情報共有システム等操作訓練

県及び市町村は、県が整備する災害時情報共有システム及び国が整備する新総合防災システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-PLo）等の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練を実施する。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 市町村が実施する各種訓練

第3節 緊急輸送体制の整備

【主な実施機関：県（危機管理部、観光企画課、観光誘客課、交通政策課、経済産業政策課、県土整備部関係課、農林水産部関係課）、県警察、徳島空港事務所、四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、自衛隊、徳島海上保安部、日本通運(株)、四国福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、セイノーホールディングス(株)、(一社)徳島県トラック協会】

第1 方針

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定・整備、緊急輸送体制の整備等について定める。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施する。また、管理者は、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

さらに、事業中の緊急輸送路については、最新の基準に基づき、その事業の促進に努める。あわせて、緊急輸送路を保全対象に含む斜面对策事業の整備促進を図る。

なお、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備するものとする。

第2 内容

1 緊急輸送路の指定

県は、輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる総合輸送ネットワークを整備する。

(1) 道路

ア 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港等を接続する幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路を補完し、ネットワークを構築する路線

第1次緊急輸送道路

路線名		区 間
四国縦貫自動車道（徳島自動車道）	◇	徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
四国横断自動車道（高松自動車道）	◇	板野町 香川県境～鳴門IC
四国横断自動車道	◇	鳴門 JCT ～ 徳島IC
	◇	徳島 JCT ～ 徳島沖洲IC
	※	徳島沖洲IC ～ 徳島津田IC
	※	徳島津田IC ～ 阿南IC<事業中>

路線名		区 間
一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	◇	鳴門市 兵庫県境～鳴門IC
阿南安芸自動車道	※	国道55号(美波町)～海部IC(仮称)＜計画中＞
国道11号	※	徳島市～鳴門市 香川県境
国道28号	※	国道11号(松茂町)～鳴門市
国道32号	※	三好市 香川県境～三好市 高知県境
国道32号 改築防災	※	全線(三好市)＜事業中＞
国道55号	※	徳島市～海部郡海陽町 高知県境
国道55号 阿南道路	※	国道55号(小松島市)～国道55号(阿南市)＜事業中＞
国道55号 桑野道路	※	阿南IC～桑野IC(仮称)＜事業中＞
国道55号 福井道路	※	桑野IC(仮称)～小野IC(仮称)＜事業中＞
国道55号 日和佐道路	※	国道55号(阿南市)～国道55号(美波町)
国道55号 牟岐バイパス	※	全線(牟岐町)＜事業中＞
国道55号 海部野根道路	※	海部IC(仮称)～海陽町高知県境＜事業中＞
国道192号	※	徳島市～三好市 愛媛県境 (全線)
国道192号 徳島南環状道路	※	国道192号(徳島市)～国道55号(徳島市)＜事業中＞
国道193号	*	美馬市 香川県境 ～ 国道192号(美馬市)
国道318号	*	阿波市 香川県境 ～ 土成IC
国道438号	*	美馬IC～美馬市 香川県境
県道1号(徳島引田線)	*	国道192号(徳島市)～板野インター線(板野町)
県道17号(小松島港線)	*	小松島市(全線)
県道38号(沖ノ洲徳島本町線)	*	徳島市(全線)
県道40号(徳島空港線)	*	松茂町(全線)
県道130号(大林津乃峰線)	*	小松島市～阿南市(全線)
県道204号(徳島沖洲インター線)	*	沖ノ洲徳島本町線(徳島市)～(港)沖洲(外)中央線(徳島市)
県道218号(和田島赤石線)	*	小松島飛行場～大京原今津浦和田津線(小松島市)
県道229号(板野インター線)	*	徳島引田線(板野町)～板野IC
県道273号(大京原今津浦和田津線)	*	坂野羽ノ浦線(小松島市)～和田島赤石線(小松島市)
県道274号(坂野羽ノ浦線)	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～国道55号(小松島市)
県道285号(戎山中林富岡港線)	*	大林津乃峰線(阿南市)～市道新浜南線(阿南市)
県道288号(小勝島公園線)	*	阿南市(全線)
阿南市道新浜南線	○	阿南市(全線)
阿南市道大潟団地海岸線	○	市道新浜南線(阿南市)～橘港(大潟地区)
(港)小勝ふ頭線	*	阿南市(臨港道路全線)
(港)沖洲(外)中央線	*	徳島市(臨港道路全線)
(港)赤石ふ頭線	*	臨港道路(大京原今津浦和田津線～臨港道路赤石東ふ頭線)
(港)赤石東ふ頭線	*	小松島市(臨港道路全線)

第2次緊急輸送道路

路線名	区間
国道193号	* 国道192号(吉野川市山川町)～吉野川市美郷支所 * 那賀町木沢支所～町道平谷大殿線(那賀町) * 町道海南柿谷線(海陽町)～国道55号(海陽町)
国道195号	* 国道55号(阿南市)～那賀町木頭 高知県境
国道318号	* 土成IC～徳島吉野線(阿波市) * 国道192号(吉野川市鴨島町)～吉野川市鴨島運動場
国道319号	* 国道32号(三好市山城町)～三好市 愛媛県境
国道377号	* 美馬市(全線)
国道438号	* 美馬IC～鳴門池田線(美馬市美馬町) * 国道192号(つるぎ町貞光)～つるぎ町一字支所 バイパス宮平工区<事業中> * 国道192号(徳島市)～神山町役場 バイパス上八万工区<事業中> * 市道美馬7号線(美馬市)～鳴門池田線(美馬市美馬町)
国道439号	* 三好市東祖谷総合支所～三好市東祖谷 高知県境
国道492号	* 国道192号(美馬市穴吹町)～美馬市木屋平民サービスセンター
県道1号(徳島引田線)	* 鳴門池田線(板野町)～町道156号線(板野町) * 徳島引田線(板野町)～鳴門池田線(板野町)
県道3号(志度山川線)	* 阿波市阿波支所～鳴門池田線(阿波市阿波町) * 徳島中央広域連合消防本部 西消防署～国道192号(吉野川市山川町)
県道4号(丸亀三好線)	* 東みよし町三好庁舎～鳴門池田線(東みよし町)
県道5号(観音寺池田線)	* 鳴門池田線(三好市池田町)～白地州津線(三好市池田町) 市道栄町線(三好市)～市道上野柳川線(三好市) * 国道32号(三好市池田町)～市道栄町線(三好市) * 市道上野柳川線(三好市)～国道32号(三好市池田町)
県道11号(鳴門公園線)	* 国道11号(鳴門市)～鳴門ウチノ海総合公園 * 瀬戸撫養線(鳴門市撫養町)～鳴門北IC * 鳴門市バイパス 三ツ石工区<事業中>
県道12号(鳴門池田線)	* 阿波市～三好市 * 美馬市バイパス全線 * 市道板東保育所西線(鳴門市)～徳島北灘線(鳴門市大麻町) * 徳島北灘線(鳴門市大麻町)～徳島引田線(板野町)
県道14号(松茂吉野線)	* 松茂町～阿波市(全線)
県道15号(徳島吉野線)	* 国道318号(阿波市)～宮川内牛島停車場線(阿波市) * 国道11号(徳島市)～徳島鳴門線(徳島市) * 石井引田線(石井町)～板野川島線(石井町)
県道16号(徳島上那賀線)	* 国道55号(小松島市)～上勝町役場 * 徳島小松島線(小松島市)～国道55号(小松島市)
県道19号(阿南鷲敷日和佐線)	* 町道赤松公民館線(美波町)～国道55号(美波町) * 道の駅「鷲の里」～町道和食田野線(那賀町)
県道21号(神山鮎喰線)	* 市道徳島球技場1号線(徳島市)～国道192号(徳島市) * 国道438号(神山町)～市道徳島球技場1号線(徳島市)
県道22号(阿南勝浦線)	* 大林津乃峰線(阿南市)～羽ノ浦福井線(阿南市)
県道23号(富岡港線)	* 大林津乃峰線(阿南市)～国道55号 阿南道路(阿南市)
県道24号(羽ノ浦福井線)	* 大林津乃峰線(阿南市)～阿南市消防本部 消防署 西出張所
県道25号(日和佐小野線)	* 美波町由岐支所～国道55号(阿南市) * 美波町役場～国道55号(美波町)

路線名		区 間
県道27号(阿南那賀川線)	*	阿南市那賀川支所～国道55号(阿南市)
県道29号(徳島環状線)	*	一部<事業中>
県道30号(徳島鴨島線)	*	徳島引田線(徳島市)～国道192号(徳島市)
	*	徳島引田線(徳島市)～市道鮎喰・北島田堤上線(徳島市)
	*	町道高川原3号線(石井町)～石井引田線(石井町)
県道31号(鴨島神山線)	*	国道192号(吉野川市鴨島町)～吉野川市役所
県道32号(山城東祖谷山線)	*	西祖谷山山城線(三好市)～国道439号(三好市東祖谷)
	*	市道一字線(三好市)～西祖谷山山城線(三好市)
県道33号(小松島佐那河内線)	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
	*	徳島小松島線(小松島市)～花園日開野線(小松島市)
県道34号(石井引田線)	*	徳島鴨島線(石井町)～松茂吉野線(上板町)
	*	国道192号(石井町)～石井町役場
	*	石井町役場～平島国府線(石井町)
	*	松茂吉野線(上板町)～板野西部消防組合消防本部 消防署
	*	平島国府線(石井町)～徳島鴨島線(石井町)
県道39号(徳島鳴門線)	*	国道11号(徳島市)～徳島鴨島線(徳島市)
	*	徳島鴨島線(徳島市)～徳島吉野線(徳島市)
県道41号(徳島北灘線)	*	市道北矢三・不動東町線(徳島市)～松茂吉野線(藍住町)
	*	鳴門池田線(鳴門市)～道の駅「第九の里」
県道42号(瀬戸撫養線)	*	鳴門公園線(鳴門市)～国道28号(鳴門市)
県道45号(西祖谷山山城線)	*	山城東祖谷山線(三好市)～国道32号(三好市山城町)(全線)
県道120号(徳島小松島線)	*	徳島環状線(徳島市)～小松島港線(小松島市)
	*	国道55号(徳島市)～徳島県警察本部
	*	市道津田中学校線(徳島市)～徳島津田インター線(徳島市)
	*	徳島津田インター線(徳島市)～徳島環状線(徳島市)
県道122号(板野川島線)	*	徳島吉野線(石井町)～石井河川防災ステーション
	*	国道318号(吉野川市)～市道西知恵島17号線(吉野川市)
	*	鳴門池田線(板野町)～町道436号線(板野町)
県道123号(神山国府線)	*	市道国府中央線(徳島市)～国道192号(徳島市)
県道126号(半田貞光線)	*	阿波半田停車場線(つるぎ町)～つるぎ町立半田病院
県道127号(美馬半田線)	*	上蓮小野線(つるぎ町)～国道192号(つるぎ町)
県道129号(徳島津田インター線)	*	徳島津田IC(徳島市)～徳島小松島線(徳島市)
県道131号(美馬貞光線)	*	美馬市美馬町～つるぎ町貞光(全線)
県道132号(三加茂三好線)	*	みよし広域連合消防本部(東みよし町)～鳴門池田線(東みよし町)
県道135号(牟岐港牟岐停車場線)	*	日和佐牟岐線(牟岐町)～国道55号(牟岐町)
県道139号(船戸切幡上板線)	*	市道西原北二条線(阿波市)～市道大規模幹線農道線(阿波市)
	*	国道192号(吉野川市山川町)～市道南整理7号線(阿波市)
	*	市道大規模幹線農道線(阿波市)～国道318号(阿波市土成町)
県道147号(日和佐牟岐線)	*	国道55号(牟岐町)～徳島県立海部病院
	*	牟岐中学校～牟岐港牟岐停車場線(牟岐町)

路線名		区 間
県道159号(阿波半田停車場線)	*	半田貞光線(つるぎ町)～国道192号(つるぎ町)
県道165号(板野停車場線)	*	鳴門池田線(板野町)～町道912号線(板野町)
県道172号(羽ノ浦停車場線)	*	坂野羽ノ浦線(阿南市)～大林津乃峰線(阿南市)
県道178号(小松島港南小松島停車場線)	*	徳島小松島線(小松島市)～市道幹線南小松島田浦線(小松島市)
県道181号(川内埠頭線)	*	今切工業団地～国道11号(徳島市)
県道184号(粟津港撫養線)	*	鳴門総合運動公園～国道28号(鳴門市)
	*	鳴門市撫養町立岩四枚53番～市道立岩南浜線(鳴門市)
	*	市道立岩南浜線(鳴門市)～アミノバリューホール駐車場入口
県道187号(長原港線)	*	松茂町(全線)
県道189号(沖ノ洲埠頭線)	*	市道北沖洲東線(徳島市)～国道11号(徳島市)
県道191号(富岡港南島線)	*	国道55号(阿南市)～市道辰己幹線(阿南市)
県道194号(由岐港線)	*	日和佐小野線(美波町)～国道55号(美波町)
県道196号(浅川港線)	*	海陽町(全線)
県道208号(一宮下中筋線)	*	神山鮎喰線(徳島市)～国道438号(徳島市)
県道213号(二條通新港線)	*	小松島佐那河内線(小松島市)～市道小松島38号線(小松島市)
県道216号(花園日開野線)	*	国道55号(小松島市)～小松島佐那河内線(小松島市)
県道219号(古川長原港線)	*	市道若宮・流通団地3号線(徳島市)～徳島市川内町平石住吉
県道225号(檜藍住線)	*	板野郡藍住町奥野矢上前～徳島環状線(藍住町)
県道232号(平島国府線)	*	石井引田線(石井町)～名西消防組合消防本部 石井消防署
県道234号(高瀬神宅線)	*	松茂吉野線(上板町)～町道2号線(上板町)
県道235号(宮川内牛島停車場線)	*	徳島吉野線(阿波市)～国道192号(吉野川市鴨島町)
	*	徳島吉野線(阿波市吉野町)～鳴門池田線(阿波市吉野町)
県道238号(川島西麻植停車場線)	*	独立行政法人国立病院機構徳島病院～国道192号(吉野川市)
県道248号(奥野井阿波山川停車場線)	*	市道翁喜台6号線(吉野川市)～国道192号(吉野川市)
県道251号(脇町曾江線)	*	NEXCO西日本四国支社徳島工事事務所～国道193号(美馬市)
県道256号(上蓮小野線)	*	蔭名小野線(つるぎ町)～美馬半田線(つるぎ町)
県道257号(蔭名小野線)	*	町道田井木ノ内線(つるぎ町)～上蓮小野線(つるぎ町)
県道262号(芝生中庄線)	*	鳴門池田線(三好市)～市道島ノ前線(三好市)
県道264号(出口太刀野線)	*	鳴門池田線(三好市三野町)～国道192号(東みよし町)
県道267号(白地州津線)	*	観音寺池田線(三好市)～国道32号(三好市)
	*	市道上野西山線(三好市)～国道32号(三好市)
県道273号(大京原今津浦和田津線)	*	国道55号(阿南市)～陸上自衛隊徳島駐屯地
県道274号(坂野羽ノ浦線)	*	市道ながれ線(阿南市)～羽ノ浦停車場線(阿南市)

路線名		区 間
県道294号(北河内奥河内線)	*	国道55号(美波町)～海南消防署日和佐出張所
県道301号(久尾穴喰浦線)	* *	海陽町穴喰庁舎～国道55号(海陽町) 穴喰地区地域防災公園(仮称)～海陽町穴喰庁舎
徳島市道北矢三・不動東町線	○	徳島鴨島線(徳島市)～徳島北灘線(徳島市)
徳島市道常三島・沖洲線	○ ○ ○ ○	国道11号(徳島市)～市道北常三島本線(徳島市) 市道北常三島本線(徳島市)～市道常三島1号線(徳島市) 徳島環状線(徳島市)～徳島市立高校 市道北沖洲東線(徳島市)～沖ノ洲徳島本町線(徳島市)
徳島市道北沖洲東線	○	沖ノ洲埠頭線(徳島市)～市道常三島・沖洲線(徳島市)
徳島市道中央市場東廻り線	○	市道常三島・沖洲線(徳島市)～徳島市中央卸売市場
徳島市道常三島1号線	○	市道常三島・沖洲線(徳島市)～徳島大学総合運動場
徳島市道住吉・南末広線	○	沖ノ洲徳島本町線(徳島市)～臨港道路(福島～沖洲線)
徳島市道富田橋通り線	○	国道192号(徳島市)～市道新内町・幸町線(徳島市)
徳島市道新内町・幸町線	○	市道富田橋通り線(徳島市)～徳島市役所
徳島市道新蔵中央線	○	徳島保健所～国道11号(徳島市)
徳島市道中洲・徳島線	○	国道192号(徳島市)～国道11号(徳島市)
徳島市道城南・八万・三軒屋線	○	国道55号(徳島市)～徳島市消防局 東消防署 勝占分署
徳島市道蔵本公園線	○ ○	蔵本公園～国道192号(徳島市) 市道南庄・南佐古線(徳島市)～蔵本公園
徳島市道国府中央線	○	市道国府中学校線(徳島市)～神山国府線(徳島市)
徳島市道国府中学校線	○	徳島市消防局西消防署国府出張所～市道国府中央線(徳島市)
徳島市道北常三島本線	○	市道常三島・沖洲線(徳島市)～徳島市民病院
徳島市道マリニピア沖洲5号線	○	臨港道路(沖洲(外)中央線)～県立東部防災館
徳島市道沖浜町・山城線	○	国道55号(徳島市)～市道御座船入江川南線(徳島市)
徳島市道御座船入江川南線	○	市道沖浜町・山城線(徳島市)～アスティ徳島
徳島市道鮎喰・北島田堤上線	○	徳島鴨島線(徳島市)～鮎喰川河川緑地
徳島市道德島球技場1号線	○	徳島市球技場～神山鮎喰線(徳島市)
徳島市道德島球技場2号線	○	サンピアゴルフクラブ～市道德島球技場1号線(徳島市)
徳島市道庄・南庄西線	○	徳島県自治研修センター～市道南庄・南佐古線(徳島市)
徳島市道南庄・南佐古線	○	市道庄・南庄西線(徳島市)～市道蔵本公園線(徳島市)
徳島市道南田宮3-2丁目線	○	田宮運動公園～市道南田宮3-堤上線(徳島市)
徳島市道南田宮3-堤上線	○	市道南田宮3-2丁目線(徳島市)～市道北佐古・田宮・春日線(徳島市)
徳島市道北佐古・田宮・春日線	○	市道南田宮3-堤上線(徳島市)～徳島鴨島線(徳島市)
徳島市道富田浜線	○	徳島県建設センター～国道55号(徳島市)
徳島市道昭和町中央通線	○	徳島市立富田中学校～国道55号(徳島市)
徳島市道津田中学校線	○	徳島市立津田小学校～徳島小松島線(徳島市)
徳島市道西地・下町線	○	国道438号(徳島市)～市道西山団地中央本線(徳島市)
徳島市道西山団地中央本線	○	市道西地・下町線(徳島市)～市道西山団地西16号線(徳島市)
徳島市道西山団地西16号線	○	市道西山団地中央本線(徳島市)～しらさぎ台中央グラウンド

路線名	区間
徳島市道若宮・流通団地3号線	○ 徳島環状線（徳島市）～古川長原港線（徳島市）
鳴門市道立岩区画西6号線	○ 市道運動公園線（鳴門市）～鳴門総合サービスセンター
鳴門市道運動公園線	○ 市道立岩南浜線（鳴門市）～市道立岩区画西6号線（鳴門市）
鳴門市道板東保育所西線	○ 市道板東中央線（鳴門市）～鳴門池田線（鳴門市）
鳴門市道坂東中央線	○ 鳴門市消防本部 消防署 大麻分署～市道板東保育所西線（鳴門市）
鳴門市道中山黒崎線	○ 国道11号（鳴門市）～市道斎田黒崎線（鳴門市）
鳴門市道斎田黒崎線	○ 市道中山黒崎線（鳴門市）～徳島県鳴門病院
鳴門市道南浜吉永線	○ 国道28号（鳴門市）～市道立岩南浜線（鳴門市）
鳴門市道立岩南浜線	○ 市道南浜吉永線（鳴門市）～粟津港撫養線（鳴門市）
鳴門市道小桑島斎田線	○ うずしおふれあい公園～市道小桑島大桑島線（鳴門市）
鳴門市道小桑島大桑島線	○ 市道小桑島斎田線（鳴門市）～国道28号（鳴門市）
鳴門市道明神板屋島鳴谷線	○ 鳴門公園線（鳴門市）～鳴門複合産業団地
鳴門市道中山川瀬線	○ 国道11号（鳴門市）～なるとソフトノミックスパーク
小松島市道幹線南小松島田浦線	○ 小松島港南小松島停車場線（小松島市）～小松島佐那河内線（小松島市）
小松島市道小松島33号線	○ 臨港道路（フェリーポート棧橋進入路）～ENEOS小松島油槽所
小松島市道小松島38号線	○ 二條通新港線（小松島市）～臨港道路（フェリーポート棧橋進入路）
阿南市道富岡橋宝橋線	○ 阿南那賀川線（阿南市）～桑野川防災ステーション
阿南市道ながれ線	○ 阿南市羽ノ浦支所～坂野羽ノ浦線（阿南市）
阿南市道辰己幹線	○ 富岡港南島線（阿南市）～阿南市辰己町1番26
阿南市道荒井幹線	○ 大林津乃峰線（阿南市）～市道荒井川原線（阿南市）
阿南市道荒井川原線	○ 市道荒井幹線（阿南市）～阿南医療センター
阿南市道阿南中学校線	○ 阿南中学校～大林津乃峰線（阿南市）
阿南市道佃町滝ノ下線	○ 徳島県立富岡東高等学校～富岡港線
吉野川市道西中須1号線	○ 国道192号（吉野川市）～市道南中須・久保田線（吉野川市）
吉野川市道南中須・久保田線	○ 市道西中須1号線（吉野川市）～東部県土整備局吉野川庁舎
吉野川市道翁喜台6号線	○ 吉野川市山川支所～奥野井阿波山川停車場線（吉野川市）
吉野川市道本郷・飯尾福井線	○ 国道192号（吉野川市）～中央広域連合消防本部
吉野川市道西知恵島17号線	○ 板野川島線（吉野川市）～吉野川医療センター
阿波市道西原北二条線	○ 阿波市土成支所～船戸切幡上板線（阿波市）
阿波市道末広古田線	○ 鳴門池田線（阿波市）～市道市場東部線（阿波市）
阿波市道市場東部線	○ 市道末広古田線（阿波市）～阿波市役所
阿波市道北原3号線	○ 土成緑の丘スポーツ公園～市道大規模幹線農道線（阿波市）
阿波市道南整理7号線	○ 船戸切幡上板線（阿波市）～市道西長峰工業団地線（阿波市）
阿波市道西長峰工業団地線	○ 市道南整理7号線（阿波市）～市道西林・西長峰線（阿波市）
阿波市道西林・西長峰線	○ 市道西長峰工業団地線（阿波市）～西長峰工業団地
阿波市道大規模幹線農道線	○ 船戸切幡上板線（阿波市）～土成工業団地
美馬市道美馬7号線	○ 美馬西部消防組合消防本部～国道438号（美馬市）

路線名		区 間
美馬市道美馬17号線	○	鳴門池田線(美馬市)～西部健康防災公園
美馬市道脇町334号線	○	鳴門池田線(美馬市)～鳴門池田線(美馬市)
美馬市道脇町337号線	○	鳴門池田線(美馬市)～美馬市消防本部
美馬市道穴吹611号線	○	国道192号(美馬市)～美馬市役所
美馬市道美馬640号線	○	国道438号(美馬市)～里平野・横尾工業団地
三好市道末大山谷線	○	国道192号(三好市)～四国山地砂防事務所
三好市道上野西山線	○	吉野川ダム総合管理事務所～白地州津線(三好市)
三好市道上野柳川線	○ ○	観音寺池田線(三好市)～市道谷町線(三好市) 市道栄町線(三好市)～三好市役所
三好市道谷町線	○	市道上野柳川線(三好市)～市道戎子線(三好市)
三好市道戎子線	○	市道谷町線(三好市)～市道御幸線(三好市)
三好市道御幸線	○	市道戎子線(三好市)～観音寺池田線(三好市)
三好市道駅前新池線分岐1号支線	○	三好保健所～市道駅前新池線(三好市)
三好市道駅前新池線	○ ○	市道駅前新池線分岐1号支線(三好市)～市道中通線(三好市) 市道上野池南線(三好市)～池田総合体育館東側
三好市道上野池南線	○	観音寺池田線(三好市)～市道駅前新池線(三好市)
三好市道中通線	○	市道駅前新池線(三好市)～市道西矢塚線(三好市)
三好市道西矢塚線	○	市道中通線(三好市)～市道栄町線(三好市)
三好市道栄町線	○ ○	市道西矢塚線(三好市)～市道上野柳川線(三好市) 市道上野柳川線(三好市)～観音寺池田線(三好市)
三好市道島ノ前線	○	芝生中庄線(三好市)～市道清水太刀野線(三好市)
三好市道清水太刀野線	○	市道島ノ前線(三好市)～三好市三野支所
三好市道県立三好病院線	○	県立三好病院～観音寺池田線(三好市)
三好市道大川持1号線	○	三好市山城支所～市道大門川口線(三好市)
三好市道大門川口線	○	市道大川持1号線(三好市)～国道319号(三好市)
三好市道本町野津後線	○	三好市井川支所～国道192号(三好市)
三好市道栃ノ瀬京上線	○	三好市東祖谷支所～国道439号(三好市)
三好市道一字線	○	三好市西祖谷支所～山城東祖谷山線(三好市)
三好市道宮ノ久保1号線	○	三好市国民健康保険市立三野病院～鳴門池田線(三好市)
三好市道吉野川運動公園線	○	吉野川運動公園～国道32号(三好市)
勝浦町道棚野八石線	○	徳島上那賀線(勝浦町)～国民健康保険勝浦病院
勝浦町道生名神ノ木線	○	徳島上那賀線(勝浦町)～町道星谷中央線(勝浦町)＜事業中＞
勝浦町道星谷中央線	○ ○	町道生名神ノ木線(勝浦町)～町道星谷川端線(勝浦町)＜事業中＞ 町道星谷川端線(勝浦町)～星谷運動公園
勝浦町道星谷川端線	○	町道星谷川端線(勝浦町)＜事業中＞～町道星谷中央線(勝浦町)
上勝町道福川グランド線	○	上勝町営運動公園・福川グラウンド～町道福川線(上勝町)
上勝町道福川線	○	町道福川グランド線(上勝町)～徳島上那賀線(上勝町)
佐那河内村道西ノハナ線	○	国道438号(佐那河内村)～佐那河内村役場
石井町道石井243号線	○	国道192号(石井町)～町道城ノ内1号線(石井町)
石井町道城ノ内1号線	○	町道石井243号線(石井町)～徳島名西警察署 石井庁舎
石井町道高川原3号線	○	徳島鴨島線(石井町)～飯尾川公園
神山町道寄井本線	○	国道438号(神山町)～神山町役場
神山町道下野間線	○	町道寄井本線(神山町)～名西消防組合消防本部 神山消防署
那賀町道平谷大殿線	○	国道193号(那賀町)～那賀町消防本部消防署 上流出張所
那賀町道相生小学校線	○	那賀町相生小学校～国道195号(那賀町)

共通対策編 第2章 災害予防

路線名		区 間
那賀町道和食田野線	○	国道195号(那賀町)～阿南鷲敷日和佐線(那賀町)
那賀町道小原線	○	わじき工業団地～国道195号(那賀町)
美波町道桜町奥潟2号線	○	町道日和佐停車場線(美波町)～南部総合県民局県土整備部美波庁舎
美波町道日和佐停車場線	○	日和佐小野線(美波町)～町道桜町奥潟2号線(美波町)
美波町道赤松公民館線	○	阿南鷲敷日和佐線(美波町)～町道赤松神社線(美波町)
美波町道赤松神社線	○	町道赤松公民館線(美波町)～赤松町民グラウンド
牟岐町道中之島本町2号線	○	国道55号(牟岐町)～町道堀川線(牟岐町)
牟岐町道堀川線	○	町道中之島本町2号線(牟岐町)～町道大川橋線(牟岐町)
牟岐町道大川橋線	○	町道堀川線(牟岐町)～牟岐町役場
牟岐町道関・川長線	○	海部消防組合消防本部～国道55号(牟岐町)
牟岐町道八坂線	○	内妻公園グラウンド～国道55号(牟岐町)
海陽町道浅川川東線	○	浅川港線(海陽町)～国道55号(海陽町)
海陽町道四方原五反田線	○	国道55号(海陽町)～町道浅川川東線(海陽町)
海陽町道海南病院前線	○	町道四方原五反田線(海陽町)～海陽町国民健康保険海南病院
海陽町道海南柿谷線	○	国道193号(海陽町)～町道神野グランド前線(海陽町)
海陽町道神野グランド前線	○	町道海南柿谷線(海陽町)～川上農村公園
海陽町道浅川公園線	○	町道浅川川東線(海陽町)～まぜのおか ○まぜのおか～南阿波ピクニック公園
海陽町道川東縦貫線	○	国道55号(海陽町)～徳島県立海部高等学校
松茂町道住吉16号線	○	長原港線(松茂町)～海上自衛隊徳島教育航空群
松茂町道広島13号線	○	国道28号(松茂町)～松茂町役場
松茂町道松茂3号線	○	国道28号(松茂町)～徳島空港線(松茂町)
松茂町道豊久1号線	○	町道松茂3号線(松茂町)～松茂工業団地
北島町道3号線	○	徳島環状線(北島町)～町道4号線(北島町)
北島町道4号線	○	町道3号線(北島町)～徳島県立防災センター
北島町道51号線	○	板野東部消防組合消防本部～松茂吉野線(北島町) ○北島町道7016号線(北島町)～北村太郎八須地区(工業団地)
北島町道7016号線	○	徳島空港線(北島町)～北島町道51号線
藍住町道直道9号線	○	徳島引田線(藍住町)～町道1095号線(板野町)
藍住町道矢上前乾2号線	○	檜藍住線(藍住町)～藍住町役場
藍住町道元村東千鳥線	○	パルス藍住～徳島環状線(藍住町)
板野町道156号線	○	徳島引田線(板野町)～町道447号線(板野町)
板野町道230号線	○	町道910号線(板野町)～板野町役場
板野町道436号線	○	板野川島線(板野町)～板野町田園パーク
板野町道447号線	○	町道156号線(板野町)～あすたむらんど徳島
板野町道910号線	○	町道912号線(板野町)～町道230号線(板野町)
板野町道912号線	○	板野停車場線(板野町)～町道910号線(板野町)
板野町道1095号線	○	町道直道9号線(藍住町)～徳島引田線(板野町)
上板町道1号線	○	松茂吉野線(上板町)～町道302号線(上板町)
上板町道2号線	○	高瀬神宅線(上板町)～上板町ファミリースポーツ公園
上板町道302号線	○	町道1号線(上板町)～上板町役場
つるぎ町道田井木ノ内線	○	つるぎ町半田支所～蔭名小野線(つるぎ町)
東みよし町道新馬場線	○	東みよし町役場～国道192号(東みよし町)
東みよし町道行安山田線	○	東みよし町総合運動公園グラウンド～町道行安線(東みよし町)
東みよし町道行安線	○	町道行安山田線(東みよし町)～鳴門池田線(東みよし町)

路線名		区 間
(港) 臨港道路(福島～沖洲線)	*	市道住吉・南末広線(徳島市) ～ 東部県土整備局徳島庁舎
(港) 万代町臨港道路	*	田岡病院 ～ 国道55号(徳島市)
(港) 臨港道路(フェリーポート 栈橋進入路)	*	市道小松島38号線(小松島市) ～ 市道小松島33号線(小松島市)
(港) 三浦臨港道路	*	臨港道路(浅川港線～浅川港)

第3次緊急輸送道路

路線名		区 間
国道193号	*	吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所
	*	町道平谷大殿線(那賀町) ～ 町道海南柿谷線(海陽町) バイパス海川谷工区、小川工区<事業中>
国道438号	*	神山町役場～つるぎ町一字支所
国道439号	*	三好市東祖谷総合支所～国道438号(三好市東祖谷) バイパス菅生工区<事業中>
国道492号	*	美馬市木屋平市民サービスセンター～国道438号(美馬市木屋平)
県道16号(徳島上那賀線)	*	上勝町役場～国道193号(那賀町木沢)
県道18号(勝浦佐那河内線)	*	小松島佐那河内線(佐那河内村)～国道438号(佐那河内村)
県道19号(阿南鷲敷日和佐線)	*	国道195号(那賀町) ～ 町道赤松公民館線(美波町)
県道22号(阿南勝浦線)	*	羽ノ浦福井線(阿南市)～四国横断自動車道(阿南IC)～徳島上那賀線(勝浦町) 沼江バイパス<事業中>
県道24号(羽ノ浦福井線)	*	阿南市消防本部 消防署 西出張所 ～ 国道55号(阿南市福井町)
県道32号(山城東祖谷山線)	*	市道一字線(三好市西祖谷山村) ～ 国道32号(三好市山城町)
県道33号(小松島佐那河内線)	*	徳島上那賀線(小松島市) ～ 勝浦佐那河内線(佐那河内村)
県道120号(徳島小松島線)	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
県道125号(市場学停車場線)	*	鳴門池田線(阿波市市場町)～国道192号(吉野川市)
県道218号(和田島赤石線)	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～徳島小松島線(小松島市)
県道253号(山川海南線)	*	国道193号(神山町)～国道193号(那賀町木沢)

(注) ※：国直轄管理道路 ◇：高速道路会社(西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))管理道路

*：県管理道路 ○：市町村管理道路

<事業中>は、供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし、現時点では緊急輸送道路予定路線である。

[資料編]

緊急輸送道路

(2) 港湾

ア 拠点港

救助活動を行うため、拠点となる港湾

拠点港

港湾名	種別	管理者	備考
徳島小松島港	重要港湾	徳島県	沖洲(外)地区
〃	〃	〃	赤石地区

港湾名	種別	管理者	備考
橋港	重要港湾	徳島県	大湊地区
日和佐港	地方港湾	〃	恵比須浜地区（事業中）
浅川港	〃	〃	浅川地区

(3) 漁港

ア 拠点漁港

救助活動を行うため、拠点となる漁港

拠点漁港

漁港名	種別	管理者	備考
牟岐漁港	第3種	徳島県	（事業中）

(4) 飛行場

救助活動を行うため、拠点となる飛行場

施設名	管理者
徳島飛行場	海上自衛隊徳島教育航空群司令 （徳島空港事務所 空港長）
小松島飛行場	海上自衛隊第24航空隊司令

2 緊急輸送路の整備

(1) 道路

緊急輸送道路の橋梁耐震化については、設計基準が古い橋梁や橋梁形式により対策が必要な橋梁など緊急度の高い橋梁から順次対策を実施する。

また、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

法面对策については、点検結果に基づき、対策の優先度の高い箇所から順次整備を行う。

さらに、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農林道等の整備を計画的に推進する。

(2) 港湾

拠点港については、大きな施設被害の想定される緊急性の高いところから順次、通常の維持管理とあわせて、災害に対する強度についても調査を行い、必要に応じ補強等の対策を実施する。

また、拠点港において、救助活動・緊急物資輸送を行うための施設となる耐震強化岸壁及び緑地等の整備促進に努める。

さらに、徳島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

あわせて、港湾管理者は航路啓開作業等により発生する回収物の陸揚げ、仮置き場等の確保に努めるものとする。

加えて、港湾管理者は、その所管する港湾区域の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(3) 漁 港

牟岐漁港については、通常の維持管理とあわせて、耐震性についても調査結果に基づき、必要な防波堤補強等の対策を実施する。

また、漁業協同組合等の漁港利用者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

加えて、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

(4) 飛行場

飛行場の管理施設については、通常の維持管理とあわせて、災害に対する強度の調査及び必要に応じた補強等の対策について配慮する。

設置管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(5) 鉄 道

鉄道事業者は、列車の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、地震災害に対処し得る次の体制を整備しておくものとする。

ア 施設の耐震性の強化

イ 地震計の整備

ウ 情報連絡設備の整備

エ 復旧体制の整備

オ 津波の来襲により危険度が高いと予想される区間等における運行の停止その他運行上の措置及び列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

3 道路啓開計画の作成

国、県及び市町村は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び防災関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

4 民間事業者との連携

(1) 県及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結したうえで官民及び運送事業者同士の役割分担について協議する、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

- (3) 国、県及び市町村は、緊急輸送道路の早期機能確保のため、迅速かつ効率的な道路啓開が実施できるよう、建設事業者をはじめとする民間団体等と連携・協力し、前もって協定を締結しておくなど体制の構築を図るとともに、啓開に必要な資機材の備蓄や配備等に努める。

5 緊急輸送活動

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、県及び市町村は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、防災関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県は、これらを周知するため、「徳島県広域防災活動計画」の充実を図るものとする。

6 緊急通行車両等の確認手続き

- (1) 県及び警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の確認制度を運用する。
- (2) 県及び市町村は、民間事業者等に対して当該制度及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両において、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

[資料編]

緊急交通路設定予定路線

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村内の緊急輸送路
- 2 緊急輸送体制の整備
- 3 地域内輸送拠点

第4節 自助・共助の推進

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）】

第1 方針

災害対策は、県民（自助）、地域（共助）、行政（公助）が、その役割を理解し、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、災害時には連携して対応することが被害軽減には不可欠である。このため、自助、共助、公助が連携して災害対策の取組を推進する必要がある。

県及び市町村は、国と連携し、住民の防災意識の向上のための取組を行うとともに、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動が推進されるよう努めるものとする。

とりわけ、災害時の初動対応で共助の中核となるのは地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

あわせて、県及び市町村は、国と連携し、地域住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、平時からの防災意識の向上に努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、集落が孤立した場合等の理由で支援が受けられない中でも、個人や地域で生活が持続できるよう、防災知識の普及啓発や地域で自活できる取組を推進する。

第2 内容

1 災害対策の役割分担

- (1) 県民の役割 自助： 「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき、県民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）
- (2) 地域の役割 共助： 地域連携による防災活動をいい、県民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
- (3) 行政の役割 公助： 行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い県土を実現する活動に加え、平時の防災啓発や発災時の人命救助、被災者支援などの活動をいう。

2 自助における防災対策

県民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（「自分だけは大丈夫」といった心理）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
県は、県民がこれらの対策を円滑に進められるよう、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識向上に取り組む。

3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市町村は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

- (1) 平時の活動
 - ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
 - イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
 - ウ 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄
 - エ 家庭及び地域における防災点検の実施
 - オ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握
 - カ 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知
- (2) 災害時の活動
 - ア 正確な情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火の実施
 - ウ 避難誘導及び率先避難
 - エ 避難場所の開錠・開設、避難者の登録又はその協力
 - オ 救出救護の実施
 - カ 給食、給水
 - キ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
 - ク 炊き出しの実施及び協力
 - ケ 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災活動の推進

- (1) 自主防災組織育成・活性化の支援
県及び市町村は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向けて啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保

県及び市町村は、避難所運営・避難生活支援に取り組む避難生活支援リーダー/サポーター等地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(3) 徳島県自主防災組織連絡会（平成20年1月設立）の活動

県民防災力の強化を推進するための施策の一環として、自主防災組織のネットワークを構築し、各自主防災組織の相互の連絡調整、活動の充実を図るとともに住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上に努める。

(4) その他の地域防災活動の支援等

ア 地域コミュニティにおける防災活動

県及び市町村は、地域コミュニティを県民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努める。その際、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

5 消防団による防災活動の推進

災害時、常備消防を始めとする防災関係機関が被害を受け、災害対応に支障をきたす場合があるうえに、広域的な応援には時間を要することから、地域の消防団を中心とした発災直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながる。このことから、県及び市町村は消防団による防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 人材確保

県及び市町村は、消防団の魅力を積極的に発信し、「地域の担い手」として女性や若者など多様な人材の消防団への加入促進を図る。

(2) 人材育成

県は、消防団の災害対応力向上のため、救助用資機材の取扱いに特化した教育プログラムの実施及び重機やドローン操作など特定の技能を持つ「ハイパー消防団員」の認定を行う。

(3) 訓練の実施

県及び市町村は、平時から消防団との連携を図り、避難所運営等のノウハウ習得に向けた、防災訓練を実施するものとする。

6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。また、これらの活動にあたっては、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、両計画の整合が図られるよう努めるも

のとする。このため、地区防災計画には、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理するものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 自助・共助における防災活動の推進
- 2 自助における防災対策
- 3 自主防災組織の意義
- 4 自主防災組織の組織率の向上
- 5 自主防災組織の規模
- 6 自主防災組織の育成
- 7 自主防災組織の編成
- 8 自主防災組織の防災計画
- 9 地区防災計画の位置づけ
- 10 関係団体との協調

第5節 ボランティア受入体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、環境指導課、保健福祉政策課、森林土木・保全課、道路整備課、都市計画課、住宅課、砂防防災課）、日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会】

第1 方針

特に、阪神・淡路大震災以降、近年の大規模災害においては、行政や防災関係機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い多種多様な被害が発生することを想定し、これに対応するためには、平時から専門知識を有するボランティアの確保や、その運用計画を策定しておく必要がある。

このため、県及び市町村等は、大規模災害時におけるボランティア活動が速やかに立ち上がり、効果的にいかされるよう、平時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

第2 内容

1 NPO・ボランティア等との連携

県及び市町村は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）及び国が整備するデータベースに登録した被災者援護協力団体と連携を図る。その際、災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を推進する。

2 ボランティア受入体制等の整備

県及び市町村は、NPOやボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう、「徳島県災害ボランティア活動支援方針」を基に、受入体制等の整備に努める。

また、受入体制の整備に向け、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等を推進する。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、徳島県被災者支援推進ネットワーク会議と連携し、県域において活動を行う災害中間支援組織「徳島被災者支援プラットフォーム」の育成・機能強化に努める。あわせて、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

さらに、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等、平時からの対策に努める。

3 ボランティア活動の支援拠点の整備

県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、県域、市町村単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

4 徳島県災害ボランティア連絡会の活動

県民防災力の強化を推進するための施策の一環として、災害ボランティア関係団体のネットワークを構築し、平時からボランティア相互の連携・協力の促進を図る。あわせて、災害時におけるボランティア活動の連携体制及び円滑な活動体制を確立する。

5 情報共有会議の整備・強化

県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。あわせて、研修や訓練を通じて、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を行う。

6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去、公費解体等に係る連絡体制を構築する。

また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7 専門ボランティアの活動への支援等

県及び市町村は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、土砂災害に係る啓発や土砂災害警戒区域等の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常気象や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

8 専門ボランティアの組織状況等（記載の業務には有償のものを含む。）

(1) (一社) 徳島県測量設計業協会

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する測量、調査及び設計等の協力を行う。

(2) 四国地質調査業協会徳島県支部

大規模災害時において、徳島県管理の公共土木施設の被害情報の提供、被害状況の調査、応急対策に関する地質調査等の協力を行う。

(3) 徳島県地震被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震等に伴い建築物の被害が発生した場合、建築物の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

(4) 徳島県被災宅地危険度判定士

大規模な地震等に伴い宅地の被害が発生した場合、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

(5) 防災エキスパート（徳島県県土整備部OB）

大規模災害時において、自宅及び勤務地近辺等の公共土木施設の被災状況の伝達、県土整備部の要請に基づく被災箇所の状況把握や応急復旧に関する助言及び協力等を行う。

(6) 徳島県砂防ボランティア協会

二次的な土砂災害発生防止のための情報提供・助言、土砂災害警戒区域等や土砂災害防止施設の点検及び土砂災害防止に関する普及啓発支援を行う。

(7) 山地防災ヘルパー

山地災害や治山施設の被災状況の把握、二次災害の兆候の通報

(8) 徳島県技術士会

大規模災害時において、県が速やかな応急対策や安全対策を実施するための被害状況の調査や技術的助言等の協力を行う。

(9) プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

(10) 日本橋梁建設協会

大規模災害時において、緊急輸送道路の確保のための資材、機材、技術者等の支援を行う。

(11) (一社)徳島県建設業協会

大規模災害時において、被害状況等の情報提供、公共土木施設の応急対策等、資材、機材、技術者等の支援を行う。

(12) (一社)徳島県設備業協会

大規模災害時において、資材、機材、技術者等の支援を行う。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 ボランティアの受入体制の整備

2 NPO、ボランティア等との連携

第6節 企業防災の促進

【主な実施機関：県（危機管理部、経済産業政策課、企業支援課、建設管理課）、市町村】

第1 方針

県は、自然災害による不測の事態から企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、「事業継続計画（BCP）」の作成促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるものとする。あわせて、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取組みを通しての企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 内容

1 周知・啓発

県及び市町村は、企業が事業継続ガイドラインに基づいた「事業継続計画（BCP）」の策定・運用に資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

県は、県内企業における早期の企業活動再開に繋げるため、「安否確認アプリ」を無償提供し「事業継続計画（BCP）」実効性の確保の支援に努めるとともに、企業防災を担う担当者を対象とした防災士養成研修を開設し、企業防災の担い手となる人材育成等、企業防災力の向上支援に努めるものとする。

2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

県及び市町村は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組む。あわせて、県及び市町村は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

3 中小企業等の防災・減災対策の促進

県、市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 企業の事業継続計画策定の支援
- 2 中小企業等の事業継続力強化計画策定の支援

第7節 住民等の避難対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、動物愛護管理センター、保健福祉政策課、感染症対策課、生産基盤課、森林土木・保全課、住宅課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課）、県警察、徳島海上保安部、自衛隊、放送事業者（日本放送協会徳島放送局、四国放送(株)、(株)エフエム徳島、(株)エフエムびざん）】

第1 方針

市町村は、災害時に住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

また、県及び防災関係機関は、市町村が取り組む避難対策について、必要に応じて支援を行う。

第2 内容

1 避難情報の発令体制の構築

- (1) 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- (2) 県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- (3) 市町村は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。
- (4) 市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡方法をあらかじめ定め、連絡先を共有しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 市町村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 住民の避難誘導體制
 - ア 市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
 - イ 市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市町村は、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

エ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞の発生を招くなど、却って危険を伴うおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕及び県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

3 避難場所について

(1) 指定緊急避難場所の指定

市町村は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 市町村は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市町村に届出する。

ウ 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

オ 市町村は、避難の長期化を想定し、屋外の避難場所には、日よけのテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。

4 避難所について

(1) 指定避難所の指定

市町村は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定する。指定にあたっては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえるものとする。

また、市町村は、平時から、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 指定避難所に関する事項

ア 市町村は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止しようとするときは、市町村に届出する。

- ウ 市町村は、指定避難所が廃止、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。
- エ 市町村は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努める。あわせて、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大も図るものとする。
- オ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- カ 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するものとする。

5 避難所等の運営

(1) 避難所等の運営・管理方針

- ア 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- イ 市町村は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ウ 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- エ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 避難所等における熱中症対策

- 県及び市町村は、避難所等に指定されている小中学校及び高等学校等体育館の空調設備の整備に努めるものとする。
- また、市町村は、避難者に対して熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(3) 避難所における感染症対策

- 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

(4) ペットの同行避難対策

- 県及び市町村は、「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平時から、関係団体との連携体制を整備しておく。また、県及び市町村は、飼い主責任による避難所へのペット

の同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

6 避難場所等の周知徹底

市町村長は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、避難場所等の周知を行う。

- (1) 市町村長は、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねて指定することができる。ただし、相互に兼ねる施設であっても、災害の種別によっては当該施設に避難することが不相当である場合があるため、その旨を日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。
- (2) 市町村長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。
- (3) 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 県及び市町村は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

7 神社仏閣との連携

県は、一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会阿波部会との協定に基づき、観光客等の緊急避難場所等の確保に努めるものとする。

また、市町村は、地域における神社仏閣等と連携した被災者支援体制の構築に努めるものとする。

第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、多文化共生・人権課、こども未来部、保健福祉部、生産基盤課、森林土木・保全課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課）、社会福祉施設等の管理者】

※社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。

第1 方針

災害時には、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、外国人など特に配慮を要する人々（要配慮者）への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があったりすることなどから、浸水や土砂災害等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このことから、平時から発災後までのシームレスな要配慮者への福祉的支援を実現するため、市町村が行う個別避難計画の作成促進や、福祉避難所や災害派遣福祉チーム（DWA T）との連携体制を強化し、災害時に備えた地域連携体制の構築、広域支援体制の整備を行い、災害時における要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際、災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 内容

1 避難行動要支援者への支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

市町村は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を整備し、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、平時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況の把握を行う。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(3) 支援体制の整備

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、専門サポートチームの派遣、事例や留意点などの提示等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市町村は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難訓練の実施

市町村は、作成した個別避難計画に基づき、自主防災組織や民生委員等の地域住民と連携した避難行動要支援者の避難訓練の実施に努めるものとする。

(5) 福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

イ 福祉避難所の指定

市町村は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市町村施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

市町村は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

エ 福祉避難所の周知

市町村は、福祉避難所に関する指定状況や役割（受入対象者の限定など）について、広く住民に周知するよう努めることとし、とりわけ、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。また、避難場所や避難路等の案内板については、わかりやすいシンボル化などを図るよう努める。

オ 福祉避難所の運営

市町村は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

市町村は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策

編)」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

2 社会福祉施設等対策

ア 社会福祉施設等の利用者は、概ね、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。

イ 施設管理者は、(消防法等で設置が義務付けられている)スプリンクラー及び非常通報装置等を、法令に基づき適正に設置し、及び管理するものとする。あわせて、火災発生時の被害軽減のため、(義務設置でない)施設についても、スプリンクラーや非常通報装置等の設置促進に努めるものとする。

ウ 県及び市町村等は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震、津波の各事業を強力に実施する。また、県及び市町村等は、これらの施設管理者への周知、講習会の推進などにも配慮する。

(2) 避難確保計画の整備

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画を作成・公表するとともに、市町村に報告を行うものとする。

(3) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。あわせて、被災時においても必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画等を策定するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平時からの連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるよう体制整備に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

(5) 防災備品等の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行うことに加え、発災後も業務を継続できるよう、自家発電設備や給水設備の整備など災害対応力の向上にも努めるものとする。

3 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に繋がる訓練となるよう努めるものとする。

(2) 避難支援等体制の確立

市町村は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を整備し、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、平時より自主防災組織や民生委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、県が作成した「「個別避難計画」作成の手引」を参考に支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、県及び市町村は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、市町村においては、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

さらに、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

(3) 的確な情報伝達活動

県及び市町村は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

4 外国人等に対する防災対策

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努める。

(1) 防災知識の普及啓発

ア 県及び市町村は、外国人向け多言語対応プッシュ型アプリ「Safety tips」の普及啓発に努めるとともに、観光施設等に啓発ポスター等を掲示するなど訪日外国人への利用促進に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市町村は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

(3) 的確な情報伝達の環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人では、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、県及び市町村は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

県及び市町村は、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 避難行動要支援者への支援体制の整備
- 2 避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導
- 3 社会福祉施設等の整備
- 4 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画作成の支援
- 5 水防法又は津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく浸水想定区域内（津波浸水想定区域内）の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、浸水時に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地
- 6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内又は土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等の際に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地
- 7 外国語による防災対策の啓発
- 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

第9節 帰宅困難者等対策

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、観光企画課、観光誘客課）】

第1 方針

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。県及び市町村は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

第2 内容

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

3 安否確認手段の支援

県及び市町村は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

4 災害時帰宅支援ステーションの確保

県は、事業者と協力し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保に努めるとともに、ステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図るものとする。

また、事業者は、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 2 帰宅支援の協力体制の整備

第10節 広域応援・受援体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、人事課、市町村課、医療政策課、県土整備政策課、警察本部）】

第1 方針

県及び市町村は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行う。あわせて、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、応援・受援の両面から実効性の確保を図り、広域的な連携体制を確立しておくものとする。

第2 内容

1 応援・受援体制の整備

(1) 応援体制の整備

ア 県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備するものとする。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 県は、アに加え、多様化する災害に対応するため、「災害マネジメント総括支援員等」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」により、継続的な災害対応に関する知見を有する人材育成を行い、自らの災害対応のマネジメントや被災市町村の災害対応支援を行える体制を整備するものとする。

ウ 県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制整備に努めるものとする。

(2) 受援体制の整備

ア 県及び市町村は、円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

イ 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、「応急対策職員派遣制度」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等の応援職員の受入体制を構築するとともに訓練などを通じ、発災後の円滑な災害対応、業務の実行体制の確立に努める。

エ 県は、南海トラフ地震発生時に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づく、応援職員の受入れを円滑に行うため、関係自治体と発災時の体制整備に努めるものとする。

オ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(3) 広域避難体制の整備

ア 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努める。あわせて、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ 県は、鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、相互に広域避難を実施する際の避難者支援策について、「広域避難支援パッケージ」として事前に検討を進めておく。

2 都道府県間の相互応援

県は、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」、四国4県の「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」、中・四国9県の「中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定」、近畿2府7県の「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、鳥取県との「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」、石川県との「地域活性化及び防災等に関する連携協定」、「関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び全国都道府県における「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、必要な情報の共有化を図るとともに、次に掲げる広域応援の実施に必要な条件整備に努める。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

3 市町村間の相互応援

(1) 県内市町村間による応援

市町村は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

また、県は、市町村間カウンターパートを設定し、避難所への物資等の支援をはじめ、応援体制を構築する。

(2) 県外市町村間による応援

総務省が作成する「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づき、鳥取県及び新潟市と平時から連携し、応援職員が迅速に活動できるよう、あらかじめ受援体制を整備しておくものとする。

4 消防機関の広域応援

(1) 県外への相互応援

ア 応援

県外への消防広域応援については、消防組織法に基づき都道府県単位で編成された緊急消防援助隊を消防庁長官の求め又は指示により派遣するものとする。このため、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

イ 受援

知事は災害時において、県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対し、災害発生市町村の消防の応援等（緊急消防援助隊の応援、「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等）について、要請するものとする。

なお、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に定める地震等の発生時においては、前記の県からの要請を待たずに緊急消防援助隊が出動することとなっている。このため、応援が円滑に受けられるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 計画

県は、代表消防機関ほか消防機関と調整を図り、緊急消防援助隊徳島県隊が参集し、被災地へ出動するための応援等実施計画並びに県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

(2) 県内の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

5 警察の広域援助

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、直ちに広域的に出動し、災害警備活動にあたる即応部隊及び当該災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する一般部隊により構成される警察災害派遣隊を次のとおり編成し、広域的応援体制の整備を図る。

(1) 即応部隊

ア 広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）

イ 緊急災害警備隊

ウ 広域警察航空隊

(2) 一般部隊

ア 特別警備部隊

イ 特別犯罪抑止部隊

ウ 被災者支援部隊

エ 特別自動車警ら部隊

オ 特別機動捜査部隊

カ 身元確認支援部隊

キ 特別交通部隊

6 徳島県広域防災活動計画の策定・充実

県は、南海トラフ地震や中央構造線活断層地震などの大規模災害時において、発災直後の人命救助活動で派遣される自衛隊、警察、消防の活動を支援するため、活動拠点や進出経路などを具体的に定めた「徳島県広域防災活動計画」の充実を図る。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 他市町村等からの応援・受援に係る体制の整備
- 2 県外市町村との災害時応援協定締結の促進

第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、各部関係各課）、防災関係機関】

第1 方針

県及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等情報通信体制の整備に努める。

県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、県、市町村、防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

県、市町村、防災関係機関が、災害時の情報提供等について、あらかじめ講じる対策について定める。

第2 内容

1 総合情報通信ネットワークシステムの整備

県は、県内市町村及び全国の地方公共団体との間で防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークとして、県防災行政無線地上系システム及び衛星通信システムの適正な管理・運用を行うとともに、日常業務にも活用して災害時に備える。

2 各無線施設等の整備・充実

関係各機関は、自局の無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

特に市町村においては、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、災害時情報伝達手段の機能強化や多重化に努めるものとする。

3 防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等、防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため、各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

4 衛星通信機器を活用したインターネット環境の整備

県及び市町村は、衛星通信機器を活用したインターネット環境の整備に努め、災害時に相互応援が可能となる体制を構築するものとする。

5 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

県及び市町村は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

県、市町村及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。

6 ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備

県は、被災現場の映像をリアルタイムに伝送できるヘリコプターテレビ伝送中継システム及びヘリコプター直接衛星通信システム（ヘリサットシステム）の適正な管理・運用を行うことで災害時に備える。

7 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

また、県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

8 防災情報システムの刷新

県は、デジタル技術を活用したデータ入力に係る作業負担の大幅な軽減、直感的で習熟しやすい操作系統、他システムとの連携を前提とした「災害時情報共有システム」の抜本的な刷新を行うこととする。

また、その際、災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携及び国の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）との連携に努めるものとする。

9 インターネットポータルサイトへの災害情報の提供

県は、災害協定に基づき、災害時にポータルサイト事業者に対し、県から提供する避難指示等の避難情報、安否情報及びライフライン情報等の災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請する。

10 エリアメール・緊急速報メールの活用

県及び市町村は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

11 各種データの整備保全

県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

12 AI、SNSを活用した災害情報の収集・発信

県は、「気象警報」や市町村が発令する「避難情報」など、住民が必要とする最新の「防災情報」を迅速・確実に入手できるよう、徳島県SNS等防災情報発信マニュアルを整備し、県公式SNS等による情報発信を進めるとともに、あらゆる機会を通じて県公式SNS等の利用者登録に努めるものとする。また、AIを活用し、SNSに投稿された被害情報等を収集できる体制整備を進める。

13 県及び市町村等による情報提供

県及び市町村は、自主防災組織や県民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、市町村は、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 防災通信設備の整備
- 2 地域コミュニティ等との連携方法

第12節 防災拠点施設等の整備

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、管財課、医療政策課、都市計画課）、四国地方整備局、日本赤十字社徳島県支部、防災関係機関】

第1 方針

県、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信機器の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努めるものとする。

第2 内容

1 防災・危機管理センター

(1) 県は、災害対策本部室及び防災関係機関活動室を備えた防災・危機管理センターの革新的な再構築に取り組むため、災害対策本部室を常設化するとともに、被災情報収集の進化、防災関係機関との連携強化のため、防災DXをはじめ、情報通信機器の高度化など必要な機能の充実を図る。また、万代庁舎が機能不全に陥った場合の代替施設として、災害対策本部の代替機能を整備した徳島県徳島中央警察署及び西部総合県民局美馬庁舎及び県立防災センターの適正な管理運営に努めるものとする。

(2) 災害対策本部職員用食料等の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう、3日分の食料等の備蓄・調達に努めるものとする。

2 県立防災センターの管理運営

県は、平時県民等が体験学習（地震、煙、風雨、応急救護）等を通して、災害の基礎的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設であり、災害時には災害対策活動拠点として機能する通信設備、備蓄倉庫を備えた県立防災センターを適正に管理運営する。

3 南部防災館の機能及び運営

県南部圏域の災害対応機能を強化するため、平時には住民等の防災に関する啓発・研修等の教育及び防災訓練の場として利用するほか、救助用資機材・食料・生活必需品等の備蓄機能を有し、大規模災害時には、防災活動拠点・災害対策本部支援等の機能を有する南部防災館の適正な運営管理に努めるものとする。

4 西部健康防災公園（西部防災館）の機能及び運営

県は、平時には住民等の防災に関する啓発・研修等の教育及び防災訓練の場として利用するほ

か、救助用資機材・食料・生活必需品等の備蓄機能を有し、西部圏域の洪水、土砂災害発生時における広域応援部隊等の活動又は南海トラフ巨大地震発生時における沿岸地域への後方支援機能を備えた広域防災拠点として、防災活動拠点・災害対策本部支援等の機能を有する西部健康防災公園（西部防災館）の適正な運営管理に努めるものとする。

5 東部防災館の機能及び運営

平時には、スポーツ施設、子育て支援施設を備えるにぎわい拠点施設として利用するとともに、防災に関する意識の啓発・研修などを実施するほか、食料・生活必需品の備蓄機能を有する施設として運用する。また、大規模災害時には、県下全域をカバーする防災支援ネットワークのハブ施設として、速やかに広域物資輸送拠点に転換し、全国から届く支援物資の集積・仕分け・配送を担う施設として運用するため、自衛隊、海上保安部、トラック協会、指定管理者等、関係事業者との連携による物資輸送等の訓練を実施するなど、平時から組織体制や実効性の強化に努めるものとする。

6 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備

県は、災害時に重篤な救急患者に対する救命医療を行うための高度な診療、重篤患者の受入れ及び広域搬送、自己完結型の医療救護チームの派遣、地域医療機関への応急用資器材の貸し出しなどの機能を有する災害拠点病院の整備を図る。

また、「軽症・中等症患者の受入れ」や「医師派遣」など、災害拠点病院を支援・補完する役割を担う災害医療支援病院の整備を図る。

7 地域の拠点となる避難所の整備・選定

市町村は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所について、県が「拠点避難所」として整備する県立学校等や、市町村自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

(1) 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

(2) 「拠点避難所」として有すべき機能

- ア 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- イ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- ウ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テントなど避難生活等に必要な資機材等
- エ ヘリポート

8 河川防災ステーションの整備

国土交通省徳島河川国道事務所及び那賀川河川事務所は、ヘリポート、車両待機場所、災害復旧資材の備蓄基地として、河川防災ステーションの整備に努めるものとする。

河川防災ステーション：石井町 石井河川防災ステーション
阿南市富岡町 桑野川防災ステーション
美馬市美馬町 中島地区河川防災ステーション

9 防災機能を有する道の駅の整備

国土交通省徳島河川国道事務所、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

10 ドクターヘリ参集拠点の整備

県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのドクターヘリの参集に備え、複数機のドクターヘリが安全に離着陸可能でS C U機能を有する参集拠点や給油場所の指定、無線をはじめとする連絡手段や燃料の確保などの整備に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

1 防災拠点施設の整備

第13節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、観光企画課、観光誘客課、保健福祉政策課、薬務課、経済産業政策課、道路整備課、河川政策課、河川整備課、砂防防災課、水環境整備課、港湾政策課）、四国地方整備局、日本赤十字社徳島県支部、防災関係機関】

第1 方針

大規模災害時には、多くの罹災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため県及び市町村は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、市町村は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった罹災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

県においては災害応急対策活動において広域的な調整活動をおこなう役割を主としているため、物資については市町村の備蓄を補完するもの及び緊急かつ大規模災害時に必要とし、他の機関で保有するのが困難なものを備蓄・確保する。

県及び市町村は、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に基づき、また、大雪等により県民が自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、備蓄物資の確保を行うものとする。

さらに、それぞれの防災関係機関は、災害が発生した場合において、徳島県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに定めておくものとする。

第2 内容

1 物資の輸送体制

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、県及び市町村は、平時から輸送体制の整備に努める。

(1) 県における輸送体制

県は、国がプッシュ型支援により輸送する基本8品目等の支援物資を広域物資輸送拠点で受入れ、市町村の地域内輸送拠点への送り出しを行う。

また、市町村の要請等に基づき、民間からの調達又は、国及び他の都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する地域内輸送拠点まで物資を輸送する。

ア 大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、県は、物資の集積拠点として物流倉庫や輸送車両・器材・ノウハウを有する倉庫業界やトラック業界などの民間物流事業者との協定の締結に努めるなど、官民連携による輸送体制を構築する。

イ 県、民間物流事業者等は、「徳島県災害時物流検討会」を設置し、輸送手段の確保やルート選定及び集積拠点での仕分けや配送に必要な資機材の確保など、輸送体制の整備を進め

る。

ウ 県、民間物流事業者等は、検討会での意見や訓練等を通じた検証を踏まえ、支援物資の物流に係る役割分担や手順、連絡先等を明確化した「災害時物流体制確保マニュアル」を作成する。

(2) 市町村における輸送体制

市町村は、指定した地域内輸送拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送する体制を構築し、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

2 物資の備蓄

県は、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」及び「徳島県災害時快適トイレ計画」を統合した「とくしま備蓄モデル」を構築するとともに、県及び市町村は、その実施に努めるものとする。

(1) 住民は、飲料水や食料など避難生活に必要な物資の最低でも3日分（できれば1週間分）の備蓄に食料の備蓄に努める。

また、要配慮者やアレルギーをもつ家族等がいる場合については、紙おむつ、粉ミルクや食物アレルギーに対応した食料等の確保に努める。

(2) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄に努める。

(3) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努める。

また、孤立が想定される地域において、確実に物資や資機材が確保できるよう、学校の空き教室など既存ストックを活用した分散備蓄を検討するものとする。

(4) 県及び市町村は、衛星通信機器や水循環型シャワー等、複数台の配備が困難な資機材について、災害時、相互応援できる体制を構築するものとする。

(5) 県は、一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会阿波部会との協定に基づき、備蓄倉庫の確保に努めるものとする。

3 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

市町村は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、貯水槽、井戸、給水タンク、給水車その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布について努めることとする。

(2) 拠点給水の整備

市町村は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄することとする。

(3) 防災井戸の活用

県及び市町村は、災害時にも安定した飲用水や生活水の確保が行えるよう、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

また、登録する防災井戸については、あらかじめ災害時の利用について管理者と活用手順等を定めておくものとする。

4 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

県は、水防管理団体が水防活動に際し自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合に応急支援するため、水防に必要な資機材を備蓄し、毎年出水期前に点検し、不足する資材の補充整備をする。

また、水防管理団体は、その重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし2,000メートル毎に1棟の割合で面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な機材を備え付けるように努めるものとする。

5 医薬品等の供給体制の整備

県は、「徳島県災害時医薬品等供給及び薬剤師派遣手順について」を作成し、医療救護活動に必要とされる医薬品等が迅速に救護所や医療機関に供給可能な体制づくりを行う。

また、血液製剤については徳島県赤十字血液センターから迅速に供給される体制が整っている。今後はそれらのより一層の充実した体制づくりに向け努める。

6 関西広域連合の備蓄計画等の整備

関西広域連合は、大規模広域災害時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定するとともに、物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資・配送マニュアルを策定する。

また、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

7 新物資システム（B-PLo）等の活用

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、新物資システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

8 備蓄物資の公表

県及び市町村は、備蓄物資の更なる確保や住民又は地域の備蓄促進を図るとともに、備蓄状況を共有し市町村間における相互応援につなげるため、年に1回、広く住民に公表するものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 給水体制の整備
- 2 備蓄の現況

第14節 孤立集落対策の強化

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、生産基盤課、森林土木・保全課、高規格道路課、道路整備課）】

第1 方針

県及び市町村は、災害により孤立が予想される集落に対して、あらかじめ、講じる対策について定める。

第2 内容

1 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下のとおりである。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある個所に対する事前通行止め
- (3) 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 等

2 孤立予想集落

県内で災害時に孤立が予想される集落は、473箇所ある。

3 孤立防止対策

(1) 通信手段の確保

ア 市町村は、孤立し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星通信機器等）の配備に努める。

イ 市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

市町村は、孤立が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

(3) 生活物資の備蓄の促進

市町村は、孤立が予想される集落において、大量の水（一週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

(4) 無人航空機等の活用

食料、飲料水、医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等による輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 緊急輸送道路等の整備

孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路の施設

の耐震化・無電柱化等の対策を着実に進める。

また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道等の整備を推進する。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 災害に強い情報通信設備（衛星通信機器等）の孤立予想集落への配備
- 3 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定または把握
- 4 その他必要な事項

第15節 災害医療体制等の整備

【主な実施機関：県（危機管理部、こども未来部、保健福祉部）、医療関係機関、防災関係機関】

第1 方針

県及び医療関係機関、防災関係機関は、大規模災害時において、病院の機能停止をはじめ、長期の避難生活における身体・精神的疲労などが被災者の健康面に影響し、災害関連死が発生していることに鑑み、「震災時の死者ゼロ」の実現に向けた事前の防災・減災対策の強化はもとより、災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき、平時から災害時への、また災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制の構築を図る。

第2 内容

1 災害医療体制の強化

(1) 災害医療体制の構築

県は、災害拠点病院、市町村、医師会、看護協会、保健所等と連携し、医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築を進める。

また、国や市町村、保健所、災害拠点病院のほか、製薬会社や医薬品卸売業者等と連携し、発災後の急性期における医療救護活動に必要な医薬品の確保、また、その迅速な供給に係るシステムの構築を進める。

(2) 災害医療を担う人材育成

県は、災害時に的確な医療が提供できるよう、研修会や訓練を通じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化と、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、保健師等チームや災害医療コーディネーターなどの育成・強化を行う。

(3) 災害対応力の強化

県は、災害医療体制の更なる強化に向け、医療支援組織との連携強化に取り組むとともに、自衛隊、警察、消防などの防災機関や関係団体との訓練、会議等での連携強化を行う。

さらに、医療活動、応急活動、復旧・復興対策などが迅速かつ的確に展開できるよう、行政コマンダー機能・後方支援機能の強化のため、行政職員の研修や災害専門ロジスティックチーム等の養成・訓練を行う。

(4) 資機材等の整備

県は、オンライン診療機能を持った専用車両「医療Ma a S」を導入するとともに、災害時、DMAT活動車両として活用するものとする。また、衛星通信機器等を整備するなど、災害拠点病院におけるインターネット環境の整備に努めるものとする。

2 要配慮者支援の強化

(1) 災害時要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児など災害時要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう、多彩なサポート体制を整備する。

(2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

3 二次的健康被害の防止

(1) 各支援チーム等の体制整備

避難所を中心に被災者に対し、県・市町村の災害対策本部やそのロジスティクス部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等の各支援チーム等が連携し、効果的な支援ができるよう体制整備を進める。

(2) 生活の質を重視した避難所の運営

避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

4 情報共有機能の強化

(1) 住民への情報提供、住民からの情報把握

いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多様・多様化した通信・情報手段の確保に取り組む。

(2) 医療や防災関係機関との情報共有

災害時の医療提供を迅速かつ的確に行えるよう、医療や防災関係機関の間の情報共有機能の向上と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」の拡充・強化を進めるとともに、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用を図る。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 災害医療応援・受援体制の整備
- 2 医学的管理が必要な要配慮者の支援体制の整備
- 3 避難所運営体制の整備

第16節 ライフライン途絶への備え

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、各部関係各課）、防災関係機関等】

第1 方針

大規模災害の発生による、ライフライン途絶に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。
このため、次により各種対策を実施し、ライフライン途絶時の被害の軽減に努めるものとする。

第2 内容

1 知識の普及・啓発

県、市町村及び防災関係機関は、あらゆる機会を通じて、県民等に対しライフライン途絶に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備
- (4) 飲料水や簡易トイレ等の備蓄

2 事前予防のための取組

- (1) 県は、災害時、ライフライン事業者が円滑に作業を実施できるよう、あらかじめ、活動拠点となる空き地や活用可能な施設等のリスト化に努める。
また、県と通信事業者で構成する「災害時通信途絶対策推進協議会」を設置し、円滑に通信の復旧ができるよう「大規模災害時通信復旧マニュアル」の作成に努めるものとする。
- (2) 県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。
- (3) 県、市町村は通信途絶に備え、衛星通信を活用したインターネット機器の整備に努めること。
- (4) 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

3 業務の継続に向けた取組

- (1) 県、市町村、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。
また、電気保安法人・電気工事組合等との協定に基づき、適切な電気主任技術者の職員派遣による早期の送電再開など復旧体制の構築に努めるものとする。
さらに、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

- (2) 水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

4 非常用電源等のリスト化

- (1) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

5 訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、ライフラインの途絶を想定し、作業員・復旧資機材の海上・航空輸送を踏まえた訓練を行うよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 大規模停電に備えた対策の強化

第17節 災害廃棄物処理体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（環境指導課、住宅課、水環境整備課）】

第1 方針

県及び市町村は、平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

第2 内容

- (1) 市町村は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、公費解体の申請受入体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 県は、国が定める災害廃棄物処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、公費解体の申請受入体制の整備、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとし、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。
また、県は市町村による公費解体を迅速に進めるため、「市町村向けマニュアル」作成に努めるものとする。
- (3) 県は市町村と連携して、平時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。
- (4) 県及び市町村は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 災害廃棄物処理体制の整備
- 2 公費解体の申請受入体制の整備

第18節 事前復興の取組

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、企画総務部、保健福祉部、県土整備部ほか関係各部署）】

第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2 内容

1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波等から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いてお

くことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

3 事前復興計画の策定

市町村は、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、市町村の事前復興の取組の指針となる「事前復興計画」の策定に努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 事前復興の取組

第19節 被災者支援体制の整備

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、生活環境政策課、保健福祉部、住宅課）、社会福祉協議会、防災関係機関】

第1 方針

徳島県においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を図るためには、避難所運営や物資確保などとともに、被災者一人ひとりの被災状況や生活などの実情に即した支援を講ずることが重要である。

このため、県及び市町村は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。

第2 内容

1 官民連携による被災者支援体制の構築

県及び市町村は、被災しても、誰一人取り残さない早期の生活再建を実現するため、県、市町村及び地域の被災者支援を担う関係団体から構成する「徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」等を通じて、平時から顔の見える関係を構築するとともに、被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を活用して、被災者支援に取り組むことができるよう、個々の被災者の課題に対応する官民連携の支援体制の構築に努めるものとする。

2 災害ケースマネジメント実施体制の構築

県及び市町村は、「徳島県災害ケースマネジメント手引書」に基づき、災害ケースマネジメントの実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、発災時に迅速かつ円滑な支援ができる体制の構築に努めるものとする。

3 支援関係機関の連携

県及び市町村、社会福祉協議会、NPO、士業、研究者等有識者、民生委員等の支援関係機関は、互いの関係性、地域性等に基づき、相互に尊重し、意思疎通を図り、それぞれの役割と責任の分担を認識した上で、連携・協働するものとする。

4 災害中間支援組織の活動

県域の災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）である「徳島被災者支援プラットフォーム」は、徳島県内における大規模災害発生に備え、平時より被災者支援に携わる多様な団体との関係構築や連携強化、官民連携による被災者支援の普及啓発等を行うとともに、災害時には「被災地のニーズ」と「多様な支援」の迅速かつ的確なマッチングにより、円滑な被災者支援を行うものとする。

5 被災者支援システムの活用

市町村は被災者支援業務を支援するシステム（被災者生活再建支援システム等）を活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 被災者支援体制の整備
- 2 災害ケースマネジメントの実施
- 3 災害中間支援組織との連携